

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月12日から33年12月17日まで

A社に勤務していた時の厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、実家に送金されてきたことも、受け取った記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引簿の申立人の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は昭和34年2月23日に支給決定されたことを踏まえると、脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、33年11月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にある申立人の氏名及び生年月日は、誤った記載がされており、申立人の年金記録の管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる上、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と大幅に相違している。

さらに、申立人の実兄は、申立期間の脱退手当金の支給決定が行われた頃には申立人は転居しており、実家に申立人宛の郵便物が届いた記憶は無いと証言しており、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から35年1月23日まで
② 昭和35年10月5日から38年6月8日まで

脱退手当金を受けた記憶が無い。「昭和38年11月7日に支給済み」とのことであるが、納得がいかない。脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすることとされているが、申立期間①以前のA社及び申立期間①と②の間にあるB社(C市)の被保険者期間についてはその計算の基礎とされず、未請求となっている上、未請求となっているB社(C市)の被保険者期間は申立期間①のD社(E市)及び申立期間②のF社と同一の記号番号であるにもかかわらず、脱退手当金が支給されていない被保険者期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに申立人は、昭和38年7月*日に婚姻し改姓しているところ、申立人のF社に係る厚生年金保険被保険者原票の氏名は変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓のままで受給したものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したものとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年8月27日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を2万円及び同年9月の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間④のうち昭和40年10月1日から同年11月1日までについて、その主張する標準報酬月額(2万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同年10月の標準報酬月額を2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(2万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間⑤の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和43年5月5日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間⑤の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月1日から同年2月26日まで
② 昭和40年8月1日から同年8月22日まで
③ 昭和40年8月27日から同年10月1日まで
④ 昭和40年10月1日から41年10月1日まで
⑤ 昭和43年4月30日から同年5月5日まで

申立期間①について、オンライン記録によると、C社の標準報酬月額が1万2,000円になっているが、実際には1万7,000円から1万8,000円を受け取り、厚生年金保険料を672円支払っていたので、申立期間①の標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間②について、D社には昭和39年4月1日から40年8月22日まで勤務していたはずであるが、申立期間②が厚生年金保険の加入期間となつ

ていないので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③について、オンライン記録では、A社の資格取得日が昭和40年10月1日になっているが、私の記憶及び手帳によれば同年8月27日から同社に勤務していたので、申立期間③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間④について、オンライン記録によると、申立期間④におけるA社の標準報酬月額が2万円となっているが、実際には月額3万円から3万5,000円ほど支給されていたので、申立期間④の標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間⑤について、オンライン記録によると、B社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和43年4月30日になっているが、私の記憶及び手帳によれば同年5月5日まで勤務していたので、申立期間⑤を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③について、申立人から提出された手帳には、昭和40年8月27日に「A社へ行く」との記載がある上、申立人から提出された同年9月給料明細書を転記した手帳には、賃金計算期間が同年8月27日から同年9月24日までであることが具体的に記載されており、信憑性も認められることから、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、上記の給料明細書を転記した手帳には、昭和40年9月分給料（昭和40年8月27日から同年9月24日までの期間）として、標準報酬月額2万円に相応する厚生年金保険料が控除され、同年10月分給料（昭和40年9月25日から同年10月24日までの期間）として、標準報酬月額3万円に相応する厚生年金保険料が控除されている記載が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記の給料明細書を転記した手帳の記載内容において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、昭和40年8月は2万円、同年9月は3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に廃業し、事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間④のうち、昭和40年10月について、申立人から提出された給料明細書を転記した手帳の同年11月分給料(昭和40年10月25日から同年11月25日までの期間)の記載内容から、申立人が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額(2万円)を越える報酬月額(2万8,430円)の支払をA社から受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(2万8,000円)より高い標準報酬月額(3万円)に見合う厚生年金保険料(825円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、当該期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、昭和40年10月の標準報酬月額については、上記の給料明細書を転記した手帳の記載内容において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額から、2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に廃業し、事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間④のうち、昭和40年11月から41年9月までの期間については、上記の給料明細書を転記した手帳の記載内容によると、申立人は当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(2万円)に見合う報酬月額を超える報酬月額を得ていたことは確認できるが、厚生年金保険料控除額(550円)に見合う標準報酬月額(2万円)は、オンライン記録と一致している。

また、オンライン記録は、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間⑤について、申立人から提出された給料明細書を転記した手帳に

よると、昭和 43 年 5 月分給料は、「昭和 43 年 4 月 21 日から同年 5 月 20 日まで、出勤日 12 日」と記載されていることから、申立人が、当該期間において B 社で勤務していたことが推認できる。

また、上記の給料明細書を転記した手帳により、昭和 43 年 5 月分給料から標準報酬月額 3 万円に相応する厚生年金保険料（825 円）が控除されている記載が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給料明細書を転記した手帳の記載内容において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、3 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は既に廃業し、事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

4 申立期間①について、申立人から提出された給料明細書を転記した手帳には、総支給額 1 万 7,800 円及び保険料 672 円の記載が確認でき、C 社が保存している給料支払明細書と一致している。

また、当該保険料額は、1 万 2,000 円の報酬月額に対する当時の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額と同額であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

5 申立期間②について、申立人から提出された手帳により、「昭和 39 年 4 月 1 日、D 社に入社、40 年 8 月 23 日に E 工場へ行く。」との記載が確認できるほか、D 社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の資格喪失日は、「昭和 40 年 8 月 21 日」となっていることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされていることから、昭和 40 年 8 月は、D 社において厚生年金保険の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成19年12月20日の標準賞与額の記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（4万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月20日

平成19年12月20日にA社から40万円の賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録は4万円になっている。源泉徴収簿からも保険料控除が確認できるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成19年分の所得税源泉徴収簿から、申立人は19年12月20日支給分の賞与において、その主張する報酬月額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により賞与額を4万円として賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月20日の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を144万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年11月14日

A社での平成19年11月分賞与が厚生年金保険被保険者記録に反映されていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与一覧表から、申立人は、申立期間において144万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を68万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年11月14日

A社での平成19年11月分賞与が厚生年金保険被保険者記録に反映されていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与一覧表から、申立人は、申立期間において68万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月から 34 年 9 月まで

私は、昭和 30 年 7 月から 34 年 9 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務し、瓦の取付工事の作業をしていた。当時、一緒に働いていた同僚に厚生年金保険被保険者記録があるのに、私の記録が無いことに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様の業務内容であった複数の同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が A 社において同様の業務を行っていたとしている複数の同僚の被保険者記録を見ると、i) 資格取得日が入社時期よりも数年後となっている者、ii) 継続して勤務しているにもかかわらず、被保険者資格取得直後に一旦資格を喪失し、約 3 年半後に再取得している者、iii) 申立人が申立期間に勤務していたことを覚えているのに、申立期間の約 4 年後に被保険者資格を取得している者が確認できることから、当時同社では、勤務期間どおりに厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

また、B 社には人事記録等の資料が残されていない上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号は連番となっており、欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで
昭和 16 年 4 月に A 社 B 工場に入社し、20 年 10 月まで勤務していた。退職時、厚生年金は今後再就職した場合に継続できるという話を聞いてそのままにしておいた。ねんきん特別便が送付され厚生年金保険の被保険者期間になっていないことを知ったが、脱退手当金は受給していないので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間、支給年月日などの具体的な記載がある上、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和 23 年 10 月 20 日当時は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

また、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 20 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失している同僚の中には、脱退手当金支給決定日が同一となっている者が確認できる上、喪失年月日の異なる他の同僚の脱退手当金の支給記録においても、支給決定日が同じ記録が散見されることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 2 月下旬頃から 31 年 11 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 14 日から 37 年 5 月 16 日まで

高校卒業後、A社に入社したが、B社の下請仕事をしていた義兄に再三頼まれ、昭和 30 年 2 月下旬にA社を退職し、同日にB社に入社した。申立期間①を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

C社のオンライン記録では、入社時の標準報酬月額が1万円で退職時の標準報酬月額は1万4,000円になっているが、40%も一度に昇給することはない。退職時の給料が、1万6,000円であったことを鮮明に覚えていることから、入社時の給料は1万5,000円前後であったはずであるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、同僚の証言及び申立人から提出された写真により、昭和 30 年春頃からB社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 31 年 11 月 1 日に資格取得した者は 14 名確認できるところ、このうち複数の同僚が、資格取得日より前から勤務していると供述していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B社は、昭和 37 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、当時の給与明細書等はないものの、退職時の給料が1万6,000円であったことを鮮明に記憶していることから、入社時の標準報酬月額が1万5,000円であったはずであると申し立てている。

しかしながら、C社は、申立期間②の賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間②における報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

また、オンライン記録によると、申立人がC社において資格取得した昭和35年4月及びその前後の月に同社で被保険者資格を取得している男性従業員35名（申立人を含む）の標準報酬月額を調査したところ、そのうち21名の資格取得時の標準報酬月額が1万円であることが確認できる。

さらに、上記の従業員の標準報酬月額の上昇額を確認したところ、申立期間②において、8,000円上がった者が2名、1万円上がった者が5名、1万2,000円上がった者が1名、1万4,000円上がった者が3名、2万3,000円上がった者が1名いることが確認できる。

加えて、社会保険事務所（当時）のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。